

人人労第 33 号
令和 3 年 6 月 1 日

事務本部各部長
各共通事務部長
各部局事務（部）長 殿

人事部長
佐 藤 昭 博

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等における
職務専念義務免除に関する特例の制定について」（令和 3 年 6 月 1 日付総長通知）
にかかる事務手続について

このことについて、本日（令和 3 年 6 月 1 日）付人人労第 32 号「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等における職務専念義務の免除に関する特例の制定について」（以下「総長通知」という。）によりお知らせしたところですが、この通知にかかる事務手続について、以下のとおりお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 職務専念義務の免除の手続き等について

1) 職務専念義務の免除の手続きについて

＜就業管理システムを使用している教職員の手続について＞

就業管理システムの休暇・休業申請より、申請区分を『職務専念義務の免除（その他・有給・終日又は時間）』とし、総長通知の記 1. に記載の事由に応じ、下表のとおり、「申請事由等」欄を入力の上、申請するものとする。

＜就業管理システムを使用していない教職員の手続について＞

常勤教職員にあっては休暇簿（特別休暇・職務専念義務免除用）を、非常勤教職員にあっては休暇簿（年次休暇以外の有給休暇・無給休暇用）を使用し、総長通知の記 1. に記載の事由に応じ、下表のとおり、「理由」欄に記載の上、申請するものとする。

総長通知記 1. により、 該当する事由	就業管理システム「申請事由等」欄の入力内容 ／休暇簿「理由」欄の記載内容
新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種を受ける場合	新型コロナウイルスワクチン接種のため（〇〇病院）
上記ワクチン接種の副反応としての 発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負 傷又は疾病の症状により療養する 必要がある場合	新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等の ため（発熱、頭痛など）

なお、市町村から送付される接種券等については、必要に応じて提出を求める場合があるため、接種終了後も適切に保管してください。

（休暇簿記入例）

【常勤教職員】

休暇の 種 類	期	間	理 由
特別 ☐ 休暇 ☒ 職専免	〇月〇日〇時〇〇分から	日 〇 時	（ワクチン接種を受ける場合） 新型コロナウイルスワクチン接種のため（〇〇病院）
	〇月〇日×時××分まで	〇 分	（ワクチン接種による副反応等の場合） 新型コロナウイルスワクチン接種による副反 応等のため（発熱、頭痛など）

【非常勤教職員】

休暇の 種 類 ※	期 間		理 由
☐ 有 給 ☐ 無 給	○月○日○時○分から	日 ○ 時	(ワクチン接種を受ける場合) 新型コロナウイルスワクチン接種のため(○○病院)
	○月○日×時×分まで	○ 分	(ワクチン接種による副反応等の場合) 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等のため(発熱、頭痛など)

※ 非常勤教職員について、『休暇の種類』にレ点は付さない。

2) 出勤簿等の取扱いについて

＜就業管理システムを使用している教職員の出勤簿等の取扱いについて＞

摘要欄に『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種』又は『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等』と記入する。

＜就業管理システムを使用していない教職員の出勤簿等の取扱いについて＞

(1) 出勤簿使用者の場合

ア 1日のすべてについて勤務しないことを承認された場合

上欄に『特免』と記入し、あわせて摘要欄に『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種』又は『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等』と記入する。

イ 時間及び分単位で勤務しないことを承認された場合

上欄に所定勤務時間の始業時に出勤している場合は押印を、出勤していない場合は斜線を引き、下欄に『特免 ○時間○分』と記入し、あわせて摘要欄に『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種』又は『○年○月○日 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等』と記入する。

(2) 勤務表使用者の場合

ア 1日のすべてについて勤務しないことを承認された場合

作業内容欄に『特免』と記入し、監督者認印欄に監督者が押印する。

イ 時間及び分単位で勤務しないことを承認された場合

作業内容欄に『特免 ○時間○分』と記入する。

2. 職務専念義務の免除を承認する期間について

該当する事由のうち「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合」における職務専念義務の免除として請求・承認できる日数及び時間には、当該ワクチン接種を受けるための往復にかかる時間を含むものとする。

ただし、ワクチン接種の前又は後の引き続く時間を年次休暇又は病気休暇等のため勤務しない時は、ワクチン接種前の休暇であればワクチン接種までの往路、ワクチン接種後の休暇であれば復路にかかる時間の職務専念義務の免除は承認されず、それぞれワクチン接種する時点までの休暇又はワクチン接種が終了した時点からの休暇となる。

本件担当：人事部人事企画課労務・服務掛（樫村、大野）
内 線：吉田2074、2058